

見舞金支払規則の一部改正について

見舞金給付事業は、地震や風水害等による損害に対して掛金を徴しないで、社会通念上妥当な額の見舞金を支払うものとしていますが、近年、台風やゲリラ豪雨による大規模な災害が各地で発生し、今後、首都直下地震や南海トラフ地震の発生も危惧されています。

このような状況において、見舞金は多くの組合員に公平に支払われる必要があることから、支払額の基準である契約口数をより細分化し、それに応じた支払額としたほか、風水害における床上浸水の支払額引上げなど改正しました。

1 改正事項の概要

	現行の規則	改正後の規則
風水害等見舞金の支払いの基準となる損害額	台風、竜巻、暴風、暴風雨、豪雨、洪水、高潮、ひょう、あられ、降雪、雪崩又は降雨による土砂崩れ等により 10 万円 以上の損害を受けた場合	台風、竜巻、暴風、暴風雨、豪雨、洪水、高潮、ひょう、あられ、降雪、雪崩又は降雨による土砂崩れ等により 20 万円以上 の損害を受けた場合
風水害等見舞金の一部破損・床上浸水の支払基準	(一部破損) 建物と家財合わせて 契約口数 150 以上 5 万円 契約口数 150 未満 3 万円	(一部破損) 建物と家財合わせて 契約口数 <u>300 口以上</u> 5 万円 契約口数 <u>200 口以上 300 口未満</u> 3 万円 契約口数 <u>100 口以上 200 口未満</u> 2 万円 契約口数 <u>100 口未満</u> 1 万円
	(床上浸水) 建物と家財合わせて 契約口数 150 以上 5 万円 契約口数 150 未満 3 万円	(床上浸水) 建物と家財合わせて <u>10 万円</u>
地震見舞金の一部焼の支払基準	(一部焼) 建物と家財合わせて 契約口数 150 以上 5 万円 契約口数 150 未満 3 万円	(一部焼) 建物と家財合わせて 契約口数 <u>300 口以上</u> 5 万円 契約口数 <u>200 口以上 300 口未満</u> 3 万円 契約口数 <u>100 口以上 200 口未満</u> 2 万円 契約口数 <u>100 口未満</u> 1 万円
消滅時効の起算点について	その権利にかかる事由の発生した日から3年を経過したときは ※保険法の一部が改正され、消滅時効の起算点の条文が変更となったことから、これに合わせ条文を変更しました。	その権利を行使できる日から3年間行使しないときは

2 施行日

改正規則の施行は、2021年10月1日とし、2021年9月30日以前に締結している共済契約については現行の規則を適用します。